

令和6年度米良の神楽 VR 動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する「令和6年度米良の神楽 VR 動画制作業務委託」に係る契約予定者を選定するために行うプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

1 選定方法

本プロポーザルでは、「令和6年度米良の神楽 VR 動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、審査を行い、事業者の選定を行うものとする。審査方法は、書類審査とする。

2 審査

審査の対象となる者は、参加申込みをした者のうち、参加資格を有することが市から認められ、期限内に実施要領に基づく提案書及び見積書を提出した者とする。

(1) 審査

ア 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。

イ 評価基準（別紙）事業者評価表のとおり

3 契約候補者の決定

- (1) 本市は、審査員の審査結果に基づき、契約予定者を決定する。契約締結に当たっては、契約予定者と提案内容について詳細に協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。
- (2) 審査により選定した契約予定者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。